

令和3年度川崎臨海部ブランディング推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

川崎臨海部は川崎市域の約2割を占め、約2,400の事業所が立地し約63,000人もの従業者が働く、本市の「力強い産業都市づくり」の中心的な役割を担う重要なエリアです。

しかし、立地企業と市民の接点が少ないため、豊かな市民生活を支える企業活動や製品・サービスが知られていないという課題を抱えています。

川崎臨海部のさらなる活性化に向けては、優れたものづくり技術や先端的な研究開発など川崎臨海部における企業活動や、川崎臨海部の持つ特徴・強みを広く発信することで、企業が産業活動拠点として選ぶとともに、市民や就業者は誇りに思うような、新しい川崎臨海部のブランドイメージを確立させる必要があります。

そこで、地域全体の価値向上により持続的な発展につなげることを目的として、川崎臨海部の特徴や強みを活かした戦略的なブランディングを進めるにあたり、現状の把握、課題の分析、目標の設定、取組の企画立案と実施、取組後の効果検証等を委託し、受託候補者を特定するため公募型プロポーザルを実施するものとします。

2 委託業務の概要

(1) 件 名

令和3年度川崎臨海部ブランディング推進業務委託

(2) 内 容

仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和4年3月31日

(4) 契約上限額

7,694,500円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当部課

川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部（担当 佐藤、長谷川）

住 所 川崎市川崎区東田町5-4川崎市役所第3庁舎10階

※郵便物の宛先は「〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地」として

ください

電 話 044-200-3634

メール 59jigyo@city.kawasaki.jp

3 提案資格

当該業務に係る受注を希望する者（以下「提案者」という。）は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「広告代理店」に登録されていること。なお、登録申請中である場合は、提案内容の審査及び評価に当たって行うヒアリング（8(1)参照）実施日までに登録されることを条件に、当該事項を満たしているものとします。

4 契約締結までの日程（予定）

募集開始	令和3年2月12日（金）
質問受付及び参加意向申出書提出期限 （質問があった場合の回答期限）	令和3年2月19日（金）正午（必着） 令和3年2月26日（金）
提案書類提出期限	令和3年3月5日（金）正午（必着）
提案書等に関するヒアリング	令和3年3月12日（金）午後
審査結果通知	令和3年3月下旬
契約締結	令和3年4月1日

5 関連情報を入手するための照会窓口等

実施要領や仕様内容等に関する質問がある場合は、次によりお問い合わせください。

- (1) 照会窓口
2(5)に同じ
- (2) 受付期限
令和3年2月19日（金）正午（必着）
- (3) 照会方法
担当部課（2(5)のとおり）まで指定様式を電子メールで提出してください。また、件名は「川崎臨海部ブランディング推進業務委託質問書送付」としてください。
なお、電話、FAXによる質問には原則として回答しません。
- (4) 質問に対する回答
質問があった場合には、公平を期すため、質問内容と合わせ回答をすべての提案者に対し令和3年2月26日（金）までに電子メールで送付します。なお、いずれの参加者からも質問がない場合には、回答は行いません。

6 参加意向申出書の提出等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）（第2号様式）に、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等）を1部添付の上、提出しなければなりません。

(1) 提出期限

令和3年2月19日（金）正午必着

(2) 提出場所

2(5)に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。

持参の場合は事前連絡の上、9時から16時までの間にお越しく下さい（ただし12時から13時を除く。また土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）。

郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限ります。

(4) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した者に対しては、提案資格の確認の結果を令和3年2月22日（月）までに提案資格確認結果通知書（第3号様式）により通知します。「参加意向申出書」に記載のある連絡担当者 E-mail 宛て電子メールで送付する予定です。

当該業務委託について提案資格を有するとの確認通知を受けた者が、提案を辞退する場合は、辞退書（第4号様式）により届け出なければなりません。

(5) 提案資格の喪失

(4)により通知を受けた者が資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書及び行われた提案は無効とします。

ア 「3 提案資格」を満たさないこととなったとき

イ 参加意向申出書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき

ウ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき

エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

7 当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「提案書」という。）等の提出

(1) 提出書類

提案者は、期日までに次の書類を各8部提出してください。書類作成に当たっては「9(1) 評価項目及び着眼点」を参照してください。

ア 提案書

(ア) 様式は自由とします。A4判・15ページ以下で作成してください。

(イ) 「1 趣旨」にも記したとおり、川崎臨海部は川崎市域の約2割を占め、約2,400の事業所が立地し約63,000人もの従業者が働く、本市の「力強い産業都市づくり」の中心的な役割を担う重要なエリアですが、

立地企業と市民の接点が少ないため、豊かな市民生活を支える企業活動や製品・サービスが知られていないという課題を抱えています。この課題解決に向けた具体的な取組を提案してください。

- (り) 「臨海部ビジョン」で掲げた「30年後の目指す将来像」の実現を目指し、地域全体の価値を向上させるため、「川崎臨海部のブランディングを戦略的に進めるための基本的な考え方」に基づき川崎臨海部のエリアプロモーション及びメディアプロモーションに取り組んでいます。令和2年度末には、今後ブランディングを戦略的に進めていくための根幹となるPRコンセプトを新たに設定する予定で、令和3年度については本コンセプトに基づき、さらなるプロモーションを展開していく予定です。

については、次の点を必ず御提案ください。また、本業務に対する考え方や具体的な取組内容を、概念図等により分かりやすく説明してください。

- a 「臨海部ビジョン」策定から5年後となる令和4年度末及び10年後となる令和9年度末の達成目標、中長期的な達成プロセス、令和3年度に行うべき事項について（ターゲットの設定や実施手法、本業務において提案者が進める取組等を具体的に提案すること）
 - b 川崎臨海部のエリアプロモーション及び「臨海部ビジョン」リーディングプロジェクト「企業活動見える化プロジェクト」の具体的な企画・実行について
 - c 川崎臨海部の認知を獲得するために発信していくべきコンテンツと効果的なPR手法について
 - d 令和3年度にニュースレターで取り上げるべきテーマについて（想定スケジュールやページ割についても具体的に提案すること）
- (エ) 提案に先立ち、ブランディングに係るトレンドや客観的なデータ等を踏まえ、川崎臨海部の現状を分析し、課題を抽出してください。
- (オ) メディアプロモーションにおける貴社の強みを説明してください。また、いかに川崎臨海部をメディアで取り上げるか、いかにメディアの関心を引き寄せるのかなどを、貴社の強みを活かして具体的に提案してください。
- (カ) 年間スケジュールを図示してください。

イ 見積書

- (ア) 様式は自由とします。
- (イ) 見積額とその積算の根拠を示し、企画提案内容と整合性が取れたものとしてください。

ウ 会社概要

- (ア) 「提案書様式1」を使用してください。
- (イ) 「職員数」については、正社員及びそれに準ずる社員数を記入してください。（臨時職員は含みません。）

- (ウ) 「担当予定技術者」について、外部従事者がある場合は「所属部署、肩書き」の欄に所属機関名を記入してください。
 - (エ) 「業務実績」には、過去5年以内の同種又は類似の業務について記入してください。なお、川崎市から受託した業務がある場合は同種、類似の業務に限らず記入してください。
- エ 担当予定技術者の経歴等
- (ア) 「提案書様式2」を使用してください。
 - (イ) 同種又は類似の業務において1件以上の実績を有する者を担当予定技術者としてください。
 - (ウ) 担当予定技術者全員について作成してください。
 - (エ) 「業務経験」には、過去5年間に従事した同種または類似の業務について記入してください。
 - (オ) 「専任性」については、本様式を作成する時点で担当している業務件数、本業務への概ねの従事割合を記入してください。
 - (カ) 「アピール」には、表彰実績や社会貢献活動等、業務以外での特筆すべき点を記入してください。
 - (キ) 担当予定技術者の人数制限はありませんが、やむを得ない理由がない限り、本企画提案書の提出以降、人数及び人員の変更は認められません。退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、委託者の了解が必要となります。

(2) 留意事項

- ア 次のサイトを参照してください。
- (ア) 川崎市ホームページ「国際戦略拠点の整備」（「臨海部ビジョン」及び「川崎臨海部のPR・ブランディング事業」について、こちらからご覧いただくことができます。）
<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/57-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>
 - (イ) キングスカイフロント公式ウェブサイト
<http://www.king-skyfront.jp/>
- イ 今後の川崎臨海部のブランディングについて取り組むべき方向性は、「臨海部ビジョン」の基本戦略7「開かれた臨海部づくり」、リーディングプロジェクト11「企業活動見える化プロジェクト」にも示されていますので、この点を踏まえて御提案ください。
- ウ ブランディング戦略の実施に係る費用については、原則として契約上限額の範囲内に含めることとしますが、臨海部のブランディングに有効と考える手法の実施にあたり、契約上限額を超えて費用が必要な場合はその旨明記して提案いただくものとし、契約上限額を超える部分については別紙にて示すものとします。

(3) 提出期限

令和3年3月5日（金）正午（必着）

- (4) 提出場所
2 (5)に同じ
- (5) 提出方法
持参又は郵送とします。
持参の場合は事前連絡の上、9時から16時までの間にお越しく
ください(ただし12時から13時を除く。また土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限ります。
- (6) 留意事項
 - ア 書類作成・提出に伴う費用は、提案者の負担とします。
 - イ 提出いただいた提案書等は返却しません。

8 提案内容の審査及び評価方法

評価にあたり、提案書等について30分程度のヒアリング(プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度)を実施いたします。なお、事務局の判断によりプレゼンテーションを行わず、書類審査のみで評価委員会を行う場合があります。

(1) 日時

令和3年3月12日(金)午後を予定しています。各社の開始時刻は申込み順とし、決定し次第、企画提案予定者に連絡します。

(2) 場所

川崎市役所第3庁舎(川崎市川崎区東田町5-4)を予定しており、詳細は後日指定します。

(3) 出席者

本業務の担当予定者3名以内とします(厳守)。

(4) 当日の留意事項

ア 事前に提出した提案書(7(1)アのとおり)を使用して説明してください。提出していない資料の説明及び新たな資料の追加提出はできません。

イ 説明は、時間内で行ってください。説明時間を超過した場合は、途中であっても打ち切ります。

ウ 当日は事務局で用意したプロジェクター、モニターを使用することができます。使用を希望する場合は、提案書類提出時にその旨、申し添えてください。

端末(パソコン等)は各自で御持参ください。なお、入出力端子はHDMIが使用できるものに限定します。

(5) 評価結果の通知

評価結果については、全ての提案者に通知します。

9 提案内容の評価基準

次に定める評価項目及び着眼点に基づき、企画提案書の書類審査及びヒアリングにより評価を行います。評価項目ごとに採点します。

(1) 評価項目及び着眼点

ア 情報収集力・現状分析力

- (ア) ブランディングに係るトレンドや他都市等の事例についての情報収集ができているか
- (イ) 川崎臨海部の魅力や地域資源について、情報収集や現状分析ができているか

イ 企画力

- (ア) 9(1)アを踏まえた企画を行えているか
- (イ) 「臨海部ビジョン」をはじめとする市の方針や川崎臨海部の特性・利点を理解した企画となっているか
- (ウ) 「川崎臨海部のブランディングを戦略的に進めるための基本的な考え方」に基づき、川崎臨海部の魅力を効果的・効率的に発信する企画を具体的に行えているか

ウ 独自性・専門性・創造力

- (ア) 幅広い知識や専門的ノウハウなど提案者ならではの強みを活かし、独自性・専門性・創造力が提案されているか

エ 実行力

- (ア) 企画の実行性があるか
- (イ) 実施効果が得られる企画となっているか（アウトカムが認識されているか）
- (ウ) スケジュール、実施手法などが実現可能な内容となっているか

オ 実施体制

- (ア) 業務の実施に必要な体制を確保できているか

カ 業務への積極性

- (ア) 業務に対する取組姿勢に積極性があるか

キ 企画提案内容と見積額の整合性

- (ア) 企画提案内容と見積額の整合性が取れているか

(2) 評価点

各項目10点を満点とし、「優秀：10点、良好：9～7点、普通：6～4点、劣る：3～0点」と点数化して評価するものとします。

なお、「9(1)イ 企画力」「9(1)ウ 独自性・専門性・創造力」「9(1)エ 実行力」の3項目については、重点項目として集計時にそれぞれ2乗するものとします。

(3) 受託候補者の特定

すべてのプレゼンテーション終了後、各委員が評価を行い、最も高い合計点を獲得した提案者を受託候補者として特定します。

(4) 評価が同点となった場合の措置

集計の結果、合計点が同点となった場合は、次により受託候補者を特定します。

ア 9(1)イ「企画力」の合計点が最も高い提案者

イ 9(4)アに該当する提案者が複数ある場合、9(1)ウ「独自性・専門性・創造力」の合計点が最も高い提案者

ウ 9(4)イに該当する提案者が複数ある場合、9(1)エ「実行力」の合計点が最も高い提案者

エ 9(4)ウに該当する提案者が複数ある場合、評価委員で協議の上、委員長が決するものとします。

(5) 留意事項

ア 評価項目ごとに「優秀」は1者のみ、「良好」以上は2者以内とします。

イ いずれかの評価項目において3点以下となった提案者については、受託者として特定しないものとします。

ウ 提案者が1者のみであっても審査は実施し、すべての評価項目が4点以上となった場合、当該提案者を受託候補者とします。

10 その他

- (1) 本件に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則によります。川崎市契約規則を含む契約関係規程は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規程」から閲覧することができます。
- (2) 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。なお、応募書類は、個人情報のほか、川崎市情報公開条例（平成13年3月29日条例第1号）第8条各号に掲げるものを除き、情報公開の対象となります。
- (3) 企画提案において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- (4) 契約書の作成を要し、作成及び提出に要する費用は受託者の負担とします。
- (5) 契約保証金について、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
- (6) 業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできません。
- (7) 本業務における一切の成果物は、すべて委託者に帰属します。
- (8) 本業務を遂行する上で知り得た情報については、市の了承を得ることなく第三者に漏らすことはできません。
- (9) 当該落札決定の効果は、令和3年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(第2号様式)

プロポーザル参加意向申出書

令和3年 月 日

(あて先)

川崎市長

業者コード ()

所在地

商号及び名称

代表者職氏名 印

令和3年2月12日付けで公表された次の件について、プロポーザル(提案)方式に参加を申し込みます。

- 1 件名 令和3年度川崎臨海部ブランディング推進業務委託
- 2 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地
臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部 ほか

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

(第3号様式)

提案資格確認結果通知書

令和3年 月 日

商号及び名称

代表者職氏名

川崎市 長

令和3年2月12日付けで公表された次の件について、提案資格確認結果を通知します。

- 1 件名 令和3年度川崎臨海部ブランディング推進業務委託
- 2 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地
臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部 ほか
- 3 提案資格の有無 (有の場合) 資格を有することを認めます。
(無の場合) 次により、資格を有することを認めません。
理由：

※ 上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日までに下記担当へその旨を書面で提出してください。

担当部等

電話

FAX

E-mail

(第4号様式)

辞 退 書

令和3年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

業者コード ()
所 在 地
商号及び名称
代表者職氏名 印

次の委託業務に係る提案を辞退します。

1 件 名 令和3年度川崎臨海部ブランディング推進業務委託

2 辞退理由

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

質 問 書

令和3年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

商号及び名称 _____

代表者職氏名 _____

件名：令和3年度川崎臨海部ブランディング推進業務委託

質 問 事 項

備 考

- 1 受付期限は令和3年2月19日（金）正午（必着）です。
- 2 下記提出先まで本様式を電子メールで提出してください。
なお、電話、FAXによる質問には原則として回答しません。
- 3 質問があった場合には、公平を期すため、質問内容と合わせ回答をすべての提案者に対し令和3年2月26日（金）までに電子メールで送付します。なお、いずれの参加者からも質問がない場合には、回答は行いません。
- 4 質問がない場合は、提出の必要はありません。

提出先

川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部（担当 佐藤、長谷川）

メール 59jigyo@city.kawasaki.jp

※件名は「川崎臨海部ブランディング推進業務委託質問書送付」としてください。